

2007年6月14日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する
ことに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用
させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年6月12日付けで諮問（第261号）された生活保護法（昭和25年
法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用さ
せること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答
申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下
「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必
要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を
省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目
的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する
合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

就学援助については、憲法第26条、教育基本法第3条、第4条に定める教
育の機会均等、義務教育無償の精神により、直接的には市町村の援助をうたっ
た学校教育法第25条、第40条、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励に
ついての国の援助に関する法律がある。

就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と、市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているもので政令により市町村教育委員会が認める者とされ、「藤沢市要保護準要保護児童生徒就学援助費要綱」に基づき認定する準要保護者の二区分に分けられる。

就学援助の認定をするためには、申請者全員の生活保護受給者か否かの確認が必要となる。

そこで今回については、学務課に対し、必要な情報について目的外に利用させることについて諮問するものである。

(2) 個人情報を利用させる必要性について

ア 生活保護受給者情報について

(ア) 4月1日現在の生活保護受給者情報

学務課では、年度当初に就学援助申請をした者について、申請者が生活保護受給者か否かの確認をし、7月中旬までに認定（否認）の決定をして通知している。この確認のために必要な生活保護受給者の情報を保有しているのは、生活福祉課であり、学務課では誰が生活保護受給者であるかを把握できない。そのため申請の際に生活保護受給者か否かを調査することについての同意書を、申請者全員から提出させて確認することや申請者に生活保護受給証明書を添付させて事務処理をする方法が考えられる。しかしこれらの方法では、次の理由により7月中旬までに決定することができないことが想定される。

- i 平成18年度の申請者は5,100件あり、年々申請者が増加していて今年度もさらに件数の増加が想定されること。
- ii 申請者のすべての者に就学援助制度が十分理解されていない状況があり該当者全員から証明書や同意書を提出してもらうことが不可能であることから、7月中旬までに決定ができなくなること。

(イ) 4月2日以降の生活保護受給者情報

学務課では、生活保護受給者に係る住所等の変更の情報、生活保護開始日及び生活保護廃止日についての情報も、就学援助の事務を執行する上で必要となっている。しかし該当者全員が、これらの情報を教育委員会に必ず提出するという状況ではない。

- (ウ) こうしたことから同情報を保有している生活福祉課の4月1日現在の生活保護受給者の個人情報と、4月2日から翌年3月31日までの生活保護受給者の個人情報を学務課に利用させることが合理的かつ正確な情報を得る方法であり、就学援助の事務が適正に行われることになると考える。今後もこのような事務処理をするため、個人情報を目的外利用させるもので

ある。

イ 学務課に目的外に利用させる個人情報の内容について

(ア) 4月1日現在の生活保護受給者台帳

基準日 毎年4月1日

把握項目 ①学校名 ②学年 ③児童・生徒氏名
④世帯主氏名 ⑤住所

(イ) 4月2日以降の生活保護連絡票

基準日 毎年4月2日から翌年3月31日まで

把握項目 ①学校名 ②学年 ③児童・生徒氏名
④世帯主氏名 ⑤住所（新旧）
⑥生活保護開始日 ⑦生活保護廃止日

(3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外に利用する個人情報は、就学援助の認定業務に当たり、生活保護受給者であるか否かを確認するために用いるものであるが、通知すべき相手が多数であるため、生活福祉課からの個別の通知は省略するものである。

なお、生活保護受給者に係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知を省略することについて、学務課で広報（6月25日号）に掲載し事前周知を図るほか、年度当初の就学援助の案内や認定（否認）の通知、就学援助費の振込の通知の中でも知らせる予定である。

(4) 安全対策

引き渡す紙ベースの情報については、次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

ア その職務に当たる担当職員のみ利用させる。

イ 引き渡した目的以外の利用はさせない。

ウ 責任者を定め、紛失等の事故が生じないよう鍵のかかる場所に保管させる。

エ 文書取扱保存期間（財務関係）5年以降は、溶解処分させる。

(5) 実施時期

平成19年6月25日（広報掲載日以降）

(6) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 生活保護連絡票

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)ないし(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させる必要性について

ア 4月1日現在の生活保護受給者情報

学務課では、年度当初に就学援助申請をした者について、申請者が生活保護受給者か否かの確認をし、7月中旬までに認定（否認）の決定をして通知している。この確認のために必要な生活保護受給者の情報を保有しているのは、生活福祉課であり、学務課では誰が生活保護受給者であるかを把握できない。そのため申請の際に生活保護受給者か否かを調査することについての同意書を、申請者全員から提出させて確認することや申請者に生活保護受給証明書を添付させて事務処理をする方法が考えられる。しかしこれらの方法では、次の理由により7月中旬までに決定することができないことが想定される。

- (ア) 平成18年度の申請者は5,100件あり、年々申請者が増加していて今年度もさらに件数の増加が想定されること。
- (イ) 申請者のすべての者に就学援助制度が十分理解されていない状況があり該当者全員から証明書や同意書を提出してもらうことが不可能であることから、7月中旬までに決定ができなくなること。

イ 4月2日以降の生活保護受給者情報

学務課では、生活保護受給者に係る住所等の変更の情報、生活保護開始日及び生活保護廃止日についての情報も、就学援助の事務を執行する上で必要となっている。しかし該当者全員が、これらの情報を教育委員会に必ず提出するという状況ではない。

ウ こうしたことから同情報を保有している生活福祉課の4月1日現在の生活保護受給者の個人情報と、4月2日から翌年3月31日までの生活保護受給者の個人情報を学務課に利用させることが合理的かつ正確な情報を得る方法であり、就学援助の事務が適正に行われることになると考える。今後もこのような事務処理をするため、個人情報を利用させるものである。

以上のことから判断すると、目的外に利用させる必要性があると認められる。

ただし、目的外に利用させる個人情報は実際に学務課で就学援助申請を受けた者の個人情報に限ること、来年度以降は申請の際に同意を取って対応すること及び実施機関相互間で必要な個人情報だけを抽出できるようなシステムを可及的速やかに構築することを条件とするものである。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外に利用する個人情報は、就学援助の認定業務に当たり、生活保護受給者であるか否かを確認するために用いるものであるが、通知すべき相手は多数である。

また、目的外に利用させる先である学務課の説明によれば、生活保護受給者に係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知を省略することについて、広報（6月25日号）に掲載し事前周知を図るほか、年度当初の就学援助の案内や認定（否認定）の通知、就学援助費の振込の通知の中でも知らせる予定であるとのことである。

以上のことから判断すると、目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上